

## 平成 16 年度独立行政法人平和祈念事業特別基金年度計画

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 31 条の規定に基づき、独立行政法人平和祈念事業特別基金（以下「基金」という。）の平成 16 年度の業務運営に関する計画を以下のとおり定める。

### 第 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 1 業務経費の削減

職員の意識改革により、節電による省エネルギー等を引き続き推進するとともに、電話料に係る経費の見直しを行うなど業務経費の節減に努める。

総合データベースを積極的に活用することにより、展示会等の企画時間の短縮を進めるなど業務運営の効率化を図る。

業務運営に当たっては、業務運営管理システムを活用した各業務への適切な資源配分と各部門において業務経費の進捗状況の的確な把握を行い、業務運営の効率化を図る。

#### 2 外部委託の推進

外部委託する方が効率的と認められる業務について、可能なものから外部委託を推進する。

#### 3 組織運営の効率化

改編した組織の活性化を図り、業務をより効率的・弾力的に遂行することができるよう、業務内容に対応した追加・機動的な人員配置を行う。

### 第 2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 1 資料の収集、保管及び展示

##### (1) 資料の収集

外部有識者、関係団体（社団法人元軍人軍属短期在職者協力協会、財団法人全国強制抑留者協会及び社団法人引揚者団体全国連合会）等からの意見聴取、所在情報の収集等を日常的に行い、個人が所有する恩給欠格者（旧軍人軍属であって年金たる恩給又は旧軍人軍属としての在職に関連する年金たる給付を受ける権利を有しない者）、戦後強制抑留者（昭和 20 年 8 月 9 日以来の戦争の結果、同年 9 月 2 日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者で本邦に帰還した者）、引揚者（今次の大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げた者）等（以下「関係者」という。）の労苦に関する資料（以下「関係資料」という。）の収集について、特別企画展・地方展示会の催事等を活用し関係資料の収集への協力を訴えることにより、500 件以上収集する。

記録映画フィルム、新聞、書籍等の所在情報の調査を行う。また、寄託者あてに文書等により寄贈への切り替え又は寄託の継続を要請する。

外国の政府等が保有する関係資料の所在調査を行い、収集方法の具体化を検討する。

## (2) 資料の保管

### 適切な保管

#### ア カルテの作成

新規で収集される実物資料の全てについて、その種類、由来、提供者等の情報を整理したカルテを作成する。

#### イ 環境の整備

収納方法などを工夫することにより、保管スペースを確保するなど、良好な保管環境を維持する。

#### ウ 関係資料の修理等

専門家と連携して関係資料の現状の状態に基づき数段階に分けたランク付け作業を実施する。

### 適切な保存措置

#### ア 適切な環境での保管

必要に応じて関係資料の燻蒸処理を行うとともに、保護材を使用した適切保管を行い、定温、定湿倉庫に保管する。

#### イ 劣化防止

希少性の高い貴重な関係資料の劣化防止のための措置として、脱酸処理、エンキャプレーション、防錆処理等の適切な措置を講ずる。

#### ウ 複製の作成

希少性の高い関係資料について複製を作成し、平和祈念展示資料館等における展示に利用する。

新規で収集される関係資料・書籍等のうち8割以上の電子データ化を実施する。

## (3) 資料の展示

### 平和祈念展示資料館

ア 積極的な広報、説明員による団体客への積極対応、特別企画展開催中における臨時開館など開館日・開館時間の弾力化等により、入館者数の目標を4万2

千人以上とする。

- イ 外部有識者等の意見を聴取し、平成 17 年度以降に向けての新規事業等について検討する。
- ウ 次世代を担う若年層（特に小中学生）に、関係者に係る戦争体験の労苦実態を映像等により分かりやすく理解してもらうためキッズ用情報端末を設置する。
- エ 小中高生が夏休み等を利用して行う総合学習のフィールドワークの場として、平和祈念展示資料館を活用するに際し、関係者に係る戦争体験の労苦実態に関する自由研究テキストを参考資料として作成する。

#### 特別企画展

兵士の労苦関係及び戦後強制抑留関係をテーマとした特別企画展を開催し、各回の入場者数の目標を 3,300 人以上とする。

#### 平和祈念展

平成 16 年 8 月に「平和祈念展（銀座展）」を東京都において開催し、入場者数の目標を 1 万人以上とする。

#### 地方展示会

##### ア 直轄の地方展示会

平成 16 年 12 月に「平和祈念展」を鹿児島県鹿児島市において開催し、入場者数の目標を 5,000 人以上とする。

##### イ 委託事業の地方展示会

委託事業により全国 10 ヶ所以上で開催する。

#### アンケートの実施

平和祈念展示資料館の入館者及びモニター、特別企画展・平和祈念展・地方展示会の入場者等に対して、アンケートを実施し、過半数を相当上回る者から満足した旨の回答を得ることを目標とするとともに、その結果を以後の展示内容に適切に反映させる方策を講ずる。

#### ホームページによる提供

電子データ化された関係資料をホームページにおいて公開するための基準・内容・規模等を検討する。

#### 関係資料の貸出し

関係資料館を始め、基金以外の者が実施する展示会等において、関係資料の展示を希望する場合には、その展示の趣旨、内容等を勘案の上、関係資料の貸出しを積極的に行う。

## 2 調査研究

### (1) 労苦の実態把握

ア 関係団体に対し、体験者の労苦を手記又は聴き取りによってとりまとめるための調査（以下「労苦調査」という。）の委託を行う。また、上記調査により集められた手記等について当時の文献、公的資料との比較により、そのとりまとめを行う。

イ 財団法人全国強制抑留者協会に対し、戦後強制抑留者に関する抑留の実態を把握するため、既に実施したロシア連邦以外の各国での現地調査を委託する。

### (2) 記録史の作成

#### 「戦後強制抑留史」の編纂

認可法人中より編纂作業を進めてきた、「戦後強制抑留史」について、最終的編纂を完了する。

#### 「旧軍人軍属短期在職者労苦史」（仮称）の編纂

編纂委員会等を開催し、編纂方針についての検討、資料の収集整理、海外所在の戦跡等調査及び同調査結果報告聴取、体験者に対する聴き取り調査結果の分析検討等を行う。また、社団法人元軍人軍属短期在職者協力協会に委託して、体験者に対する聴き取り調査等を実施する。

### (3) 外国調査の実施

ロシア連邦公的機関等からの資料収集のための具体化の方策を検討する。

## 3 記録の作成・頒布、講演会等の実施等

### (1) 記録の作成・頒布

#### 総合データベースの構築

「戦後強制抑留史」を始めとして、ロシア連邦公的機関等から収集した資料など4,500件を超えるデータ登録を実施する。

#### ホームページによる提供

総合データベースのホームページへのリンク及び「平和の礎」等作成記録のホームページ上での閲覧公開に向けて、問題点の把握と整理を行う。

#### 調査研究の成果の出版等

労苦調査研究の成果を活用し、関係者の手記等を取りまとめ、「平和の礎」と題し、それぞれ「軍人軍属短期在職者が語り継ぐ労苦」、「シベリア強制抑留者が語り継ぐ労苦」、「海外引揚者が語り継ぐ労苦」として作成する。

体験者証言ビデオ、「平和の礎」のダイジェスト版及び同子供版も作成する。

#### 出版物等の活用

出版物を平和祈念展示資料館に配置、展示し、入館者が気軽に手にとって閲覧できるようにする。個々の入館者が手にとって閲覧することが困難なビデオ映像については、常時平和祈念展示資料館において上映し、不特定多数の入館者が視聴可能となる方策を講ずるとともに、校外学習で訪れる小中高校生の団体等に対し積極的に上映し活用を図る。また、これら出版物等については、全国の主要図書館、大学等研究施設、小中高等学校等に配布し理解の促進を図る。

### (2) 講演会等の実施

#### 講演会等の開催

著名人等の体験者を交え、当時の内外情勢等背景事情などを分かりやすく解説するとともに、体験者の労苦体験を語り継ぐ趣旨のフォーラムを静岡県静岡市で開催する。この他特別企画展開催中に同様のフォーラムを新宿住友ビル内ホールにおいて4回開催する。収容人員の規模を勘案し、入場者数の目標を、前者のフォーラムでは350人以上、後者のフォーラムでは各300人以上とする。

#### 戦争体験の労苦を語り継ぐ集いの開催

「戦争体験の労苦を語り継ぐ集い」を関係団体への委託により、17回以上開催する。開催に当たっては地方展示会との有機的連携を図る。

#### 校内放送番組制作コンクールの実施

高校生を対象に前年度に実施した、戦争体験をテーマとしたビデオ制作コンクールの優秀企画校に対しビデオ制作を行わせる。

第2回のビデオ制作コンクールの企画案を募集し、優秀企画校を10校程度選定する（次事業年度、優秀企画校に対し番組制作を行わせる予定。）。

### (3) 語り部の育成

関係者の労苦を次世代に語り継ぐ「語り部」を引き続き育成するとともに、平和祈念展示資料館に配置し、積極的活用を図る。

地方における展開等について検討する。

#### (4) 催し等への助成

財団法人全国強制抑留者協会が実施する戦争犠牲による死亡者を慰霊するための慰霊祭、現地慰霊訪問、シンポジウム等交流慰藉事業の開催に対し、助成を行う。

### 4 書状等の贈呈事業

#### (1) 書状等の贈呈事業の実施

恩給欠格者に対する書状等の贈呈

ア - 1 旧軍人軍属として外地等（現在の本邦以外の地域、南西諸島、小笠原諸島又は北方四島の各地）に勤務した経験を有し、かつ、加算年を含めた在職年が3年以上の者に対し、内閣総理大臣名の書状、銀杯及び慰労の品を贈呈する。

ア - 2 旧軍人軍属として外地等に勤務した経験を有し、かつ、加算年を含めた在職年が3年未満の者のうち、実在職年が1年以上の者に対し、内閣総理大臣名の書状及び銀杯を贈呈する。

ア - 3 旧軍人軍属として外地等に勤務した経験は有しないが、実在職年1年以上の者に対し、内閣総理大臣名の書状を贈呈する。

イ ア - 1 からア - 3 の対象となり得た者で、死亡した者の遺族に対し、内閣総理大臣名の書状を贈呈する。

戦後強制抑留中死亡者の遺族に対する書状等の贈呈

昭和 20 年 8 月 9 日以来の戦争の結果、同年 9 月 2 日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留され、強制抑留中に亡くなられた者の遺族に対し、内閣総理大臣名の書状及び銀杯を贈呈する。

引揚者に対する書状の贈呈

今次大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げてきた者のうち、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和 42 年法律第 114 号）による特別交付金を受けた者に対し、内閣総理大臣名の書状を贈呈する。

(2) 標準期間の設定

審査期間 6 ヶ月以内に処理を終えるものの割合を 95%以上とするとともに、軍歴の事実確認が困難な案件である、いわゆる認定困難案件について、未認定者の傾向を把握し、認定困難案件の処理の促進が図れるよう、引き続き基礎データの把握に努める。

(3) 未請求者への周知

新聞広告及び市町村広報紙（誌）への掲載協力依頼等を実施し、電話による関係者からの問い合わせ等があった場合には、広報媒体、照会者の続柄、居住県等を把握し、年間を通じた基礎データを作成するとともに、未だ未請求となっている者に対する広報の在り方及び方法を検討し、関係者への周知に努める。

5 その他の重点事項

(1) 効果的な広報

当基金の設立の趣旨、事業内容及び活動現況等について関係行政機関及び関係団体、さらには国民の理解をより一層深めるため、「事業案内」、「年報」、「基金だより」を作成、配付する。

平和祈念展示資料館の広報や平和祈念展、講演会等の催しの開催に当たっては、ポスターの作成、新聞、交通広告、既参加者への案内等を効率的に行い、より広く一般に対しその周知を図る。

(2) ホームページの充実

ホームページへのアクセス件数が増加するよう内容を充実させ、アクセス件数の目標を 40 万件以上とする。

(3) 地方公共団体との連携強化

「都道府県実務担当者ブロック会議」を開催するとともに、基金で作成する「事業案内」、「基金だより」等を地方公共団体あてに配布し、書状等贈呈事業への協力、基金の事業全般に対する理解の促進を図る。

(4) 関係資料館とのネットワーク化

基金と運営目的が類似している全国 12 の資料館の参加を得て、「関係資料館会議」を平成 16 年 12 月に開催する。これら関係資料館との間で、それぞれの資料館の運営、入館促進、設置目的に対する一般国民の理解促進方策等について意見・情報交

換を行い、各関係資料館及び平和祈念展示資料館相互の間で可能なネットワーク化に向けて情報の共有、知見の集約を行う。

(5) 外国の関係機関との関係強化

ロシア連邦国立公文書庁等との協力関係構築の具体化の方策について検討を行う。

第3 予算、収支計画及び資金計画

運用資金の基本的な運用方針のもと、安全かつ適切な運用を行う。予算、収支計画及び資金計画については、別添のとおり。

第4 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画

(1) 職員の研修

職員を外部の研修に積極的に派遣するとともに、内部においても講習会を開催し、能力開発の推進と意識の向上を図る。

(2) 人員に係る指標

10月1日の常勤職員数	19名
年度末の常勤職員数見込み	19名

2 その他業務運営に関する事項

(1) 環境対策

環境に配慮した製品の使用の推進、リユースやリサイクルの推進、環境負荷の低減等を盛り込んだ環境方針を策定し、環境に配慮した業務運営を行う。

(2) 危機管理

平和祈念展示資料館における危機対応マニュアル等に基づく訓練等を行い、危機管理体制の充実を図る。

(3) 職場環境

メンタルヘルス、セクシャルハラスメントについて、管理を徹底し、より一層の配慮に努める。



## 1 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	1,028
運用収入	872
前年度よりの繰越金	6
計	1,906
支出	
慰藉事業費	1,491
一般管理費	414
計	1,906

(注) 1 運用収入は、金利動向により変動する可能性がある。

2 前年度よりの繰越金は、人件費である。

3 四捨五入の関係で合計等は一致しない場合がある。

## 【人件費の見積り】

期間中総額 210百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

## 2 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	1,979
経常費用	1,978
慰藉事業費	1,458
一般管理費	414
減価償却費	106
財務費用	1
臨時費用	0
収益の部	1,979
運営費交付金	1,001
運用収入	872
資産見返運営費交付金戻入	10
資産見返補助金戻入	96
財務収益	0
臨時収益	0
純利益	-
目的積立金取崩額	-
総利益	-

(注) 1 運用収入は、金利動向により変動する可能性がある。

2 四捨五入の関係で合計等は一致しない場合がある。

## 3 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	1,906
業務活動による支出	1,861
投資活動による支出	33
財務活動による支出	12
翌年度への繰越金	0
資金収入	1,906
業務活動による収入	1,900
運営費交付金による収入	1,028
運用収入	872
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	6

(注) 1 運用収入は、金利動向により変動する可能性がある。

2 前年度よりの繰越金は、人件費である。

3 四捨五入の関係で合計等は一致しない場合がある。